

青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務提案競技企画提案書等作成要領

青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務に係る企画提案書及び提案価格（以下「企画提案書等」という。）の作成は、この作成要領によるものとする。

1 全体構成

（１）企画提案書等の構成

企画提案書等は、別紙「青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める様式及び別紙「青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務提案依頼書」（以下「提案依頼書」という。）に基づき、漏れなく記載すること。

ア 企画提案書

「２ 企画提案書の記載内容」に掲げる事項を全て記載すること。

イ 提案価格

実施要領に示す様式を使用すること。

（２）提出書類及び提出部数

正本にのみ、押印すること。

ア 企画提案書（実施要領様式第３号及び提案書本体） 正本１部 副本６部

イ 提案価格（実施要領様式第４号） 正本１部 副本６部

（３）書式及び製本方法

ア A４判の用紙を用いること。ただし、図表等については必要により、A３判の用紙をA４サイズに折り込むことも可とする。

イ 製本方法は自由とするが、ページが容易に離散しないように綴ること。

ウ 表紙及び目次等を除いた実質的なページ数は５０ページ以内とし、中央下にページ番号を付すること。（提案価格関係を除く。）

エ 企画提案書の表紙には、あて名「青森県立つくしが丘病院長」、タイトル「青森県立つくしが丘病院厨房設備整備業務提案競技企画提案書」、提出年月日を記載すること。又、正本及び副本に提案者名及び代表者氏名を記載し、正本にのみ代表者印を押印すること。

オ 表紙の次に目次を入れること。

カ 企画提案書の内容をまとめた概要（A４判１枚）について別途作成の上、提出すること。

（４）留意事項

ア 企画提案書には、パンフレット、カタログ等の資料添付は認めない。

イ 提出を受けた企画提案書は返却しない。

ウ 企画提案書は、原則として項目ごとに記載しなければならない。ただし、必要かつ合理的な範囲において、関連する他頁の参照を認める。

2 企画提案書の記載内容

企画提案書は、次に示す項目（目次）及び項目ごとの記載すべき事項に沿って、提案依頼書に記載の各要件に対する実現範囲やその実現方法、その他独自の提案等を具体的に記載すること。なお、各項目に対する評価項目については、別紙「評価基準」を参照すること。

（１）再加熱機器の加熱方式及び機能が食事のクオリティへ与える影響

- － 加熱方式は大別すると、「マイクロ波方式」「蒸気＋熱風方式」「熱風単独方式」の３種類になるとされており、それぞれの加熱方式で特徴と課題が異なる。他の加熱方式と比較しどのようなメリットがあるか、また、課題についてはその課題の解決方法が提案内容に記されているか。
- － 完全調理済み食品を利用した場合の最終的な品質（実績などで提示）。

（２）厨房設備の安全性及び衛生管理への配慮

- － 大量調理衛生マニュアルを遵守するための温度管理や清掃等が容易であるか。
- － 異常発生時はすぐに検知できる仕組みがあるか。

（３）作業効率、作業動線及び人員配置の合理性

- － 調理員の作業導線等を考慮し効率の良い機器配置が提案されているか。
- － 厨房機器の性能の違いにより現行の給食方式（クックチル）と比較してどの程度作業量が軽減できるか。

（４）ライフサイクルコスト（導入費、維持管理費、光熱水費）の低減

- － ライフサイクルコストの低減がどの程度図れるか（耐用年数及び保守点検の費用、経年により更新する際のコストは妥当か）。
- － 調達仕様書原案の作成、積算の検討
- － 運用保守の体制

（５）業務執行体制、改修工事スケジュール、実績及びサポート体制

- － 日常の食事提供体制に影響を及ぼさない又は影響を最小限とするスケジュールが提案されているか。
- － 整備に伴う付帯工事の規模が適切か。

（６）提案価格の妥当性

- － 本業務の見積書及び内訳

3 記載留意点

- （１）企画提案書等の内容において、当院が示した仕様を理解していない又は当該業務を実施可能か不明と判断された場合は、審査しないことがあるため、留意すること。

【不可とする例】

- ア 当院が示した提案依頼書において要求する内容に対して、単に「対応できる」又は「実施可能」と記載し、具体的な実現方法等の提案等が明記されていない場合。
- イ 当院が示した提案依頼書の単なる転記である場合。

- (2) 提案事項の主旨を端的に記載するとともに、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ図等を用いるなど極力分かり易い表現とすること。
- (3) 企画提案書等の提出後にヒアリングを実施することを想定しているが、これは企画提案書等に記載された内容について行うものであるため、提案依頼書で求められている事項の詳細については、全て企画提案書等に記載すること。
- (4) 提案価格以外の追加費用（オプションや追加ライセンス等）が生じる機能等については、必ずその旨を明記し、当該機能等の実装に要する想定経費を記載すること。
- (5) 企画提案書等に記載された内容のうち、特に追加費用の記載がないものについては、追加費用を伴わず機能を実装し、提案価格にて契約する意思があるものとみなすため、留意すること。
- (6) 提案するサービスの利用において当然に必要となる事項やその経費については、提案依頼書における記載の有無に関わらず、記載すること。